

令和5年第4回定例会

## 防災環境産業委員会資料

### 1 付託案件

《予算》

- 第156号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算（第6号）・・・ 2

《その他》

- 第124号議案 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例  
【廃棄物規制課】・・・ 4
- 第133号議案 指定管理者の指定について（茨城県立県民文化センター）  
【生活文化課】・・・ 13
- 第134号議案 指定管理者の指定について（茨城県鳥獣センター）  
【環境政策課】・・・ 14

令和5年12月14日  
県民生活環境部

## 第 156 号議案

### 令和 5 年度茨城県一般会計補正予算（第 6 号）

#### ○歳出予算補正（県民生活環境部分）

【部局別】〔令和 5 年第 4 回茨城県議会定例会議案概要説明書 13 ページより〕（単位：千円）

事項	予算額	特定財源	一般財源
県民生活環境部	39,000	国庫支出金 39,000	—

【補正予算概要】〔歳入歳出補正予算事項別明細書 17 ページより〕

（単位：千円）

項目	補正前の額（A）	今回補正額（B）	計（A+B）
4 生活環境費	8,786,868	39,000	8,825,868
2 環境保全費	6,965,163	39,000	7,004,163
2 自然環境保全費	285,397	39,000	324,397

## 主要事業等の概要（案）

県民生活環境部 環境政策課  
農林水産部 農地局農村計画課

事業名又は議案の 名 称	農業水利施設外来水生植物対策関連事業【新規】
1 予 算 額	99,000千円
2 現況・課題	<p>新利根川流域では、ナガエツルノゲイトウの繁茂が著しく、他生物への影響や景観悪化、一部は農地への侵入も確認されている。</p> <p>農地で繁茂すると、その除草にあたり、価格が高騰している農薬の使用回数が増えるとともに、物価高騰の影響を受ける農家の経済的負担がさらに増えるため、農地に侵入させない対策の強化が必要。</p>
3 必要性・ねらい	<p>ナガエツルノゲイトウの農地における繁茂拡大を防止するため、農業用水の取水口に設置する侵入防止フェンスや繁茂の著しい農業用水路内の駆除を重点的に行う費用を支援することで、農業への影響を最小限にとどめる。</p>
4 事業の内容	<p>○農業水利施設外来水生植物侵入防止対策緊急支援事業 【農林水産部】 60,000千円</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業主体 土地改良区等</li> <li>2 事業対象 繁茂が確認されている新利根川等の河川や霞ヶ浦等の湖沼から取水している農業用水の取水口（223箇所）</li> <li>3 事業内容 ナガエツルノゲイトウの侵入を予防するため、取水口へのフェンス設置費用を補助</li> <li>4 補助率 10/10</li> </ol> <p>○農業水利施設外来水生植物駆除緊急対策事業 【県民生活環境部】 39,000千円</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業主体 土地改良区等</li> <li>2 事業対象 繁茂の著しい新利根川から取水する農業用水路内（13箇所）</li> <li>3 事業内容 侵入防止フェンスを設置する農業用水路内に繁茂するナガエツルノゲイトウの駆除費用を補助</li> <li>4 補助率 10/10</li> </ol>
5 参考事項	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用

## 条 例 （ 案 ） の 概 要

県民生活環境部廃棄物規制課

<b>条例の名称</b>	茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例【新規】				
<b>1 制定（改正）の理由・根拠</b>	廃棄物処理法など既存法令による規制の無い、金属スクラップ等の有価物（再生資源物）の不適正な屋外保管により、崩落、火災等の事故や騒音、振動等の発生による問題が生じている。				
<b>2 制定（改正）の目的</b>	屋外における再生資源物の適正な保管に関し必要な規制を定めることにより、災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。				
<b>3 背景・必要性</b>	再生資源物の高積みなどによる崩落や、作業時の騒音・振動の発生などに対し、条例制定により規制を強化し、再生資源物の保管・管理が適正に行われるよう厳正に対処する必要がある。 近隣自治体で規制が強化されることにより、悪質な事業者が本県内に事業場を移すおそれがある。				
<b>4 内 容</b>	<p><b>1 規制対象</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">対 象 者</td> <td>再生資源物の取引を行うため、屋外に再生資源物を保管する事業者（廃棄物処理許可施設等で再生資源物を屋外保管する事業者を除く）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">対 象 保 管 物</td> <td>再生資源物として収集された金属、プラスチック、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器、木材を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）又はこれらの混合物（廃棄物及び有害使用済機器を除く）</td> </tr> </table> <p><b>2 許可制の導入</b></p> <p>(1) 敷地面積が 100 m<sup>2</sup>を超える屋外保管事業場の設置について、事業場ごとに知事の許可（5年更新）取得を義務付ける。</p> <p>(2) 許可申請事業者に対し、事業内容等の周知を図るため、事前に住民説明会の開催を求める。</p> <p>(3) 施行日時時点で既に屋外保管事業場を設置している者が、6ヶ月以内に届出を行った場合、許可を受けたものとみなす。</p> <p><b>3 保管基準等</b></p> <p>(1) 屋外保管事業場の周囲に、外部から保管の状況を確認できる構造の囲いを設置すること。</p> <p>(2) 保管物の荷重が囲いに直接かかる場合には、囲いが構造耐力上安全であるとともに、保管の高さを囲いの上端より50cm以上低くすること。</p> <p>(3) 容器を用いずに屋外保管する場合の高さは、「勾配比 1 : 2」又は5mのいずれか低い方にすること。</p> <p>(4) 保管に伴い生じた汚水の飛散、流出、地下浸透の防止、及び騒音、振動、悪臭の防止のために必要な措置を講じること。</p> <p>(5) 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれのあるものは、適切に回収し処理すること。</p>	対 象 者	再生資源物の取引を行うため、屋外に再生資源物を保管する事業者（廃棄物処理許可施設等で再生資源物を屋外保管する事業者を除く）	対 象 保 管 物	再生資源物として収集された金属、プラスチック、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器、木材を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）又はこれらの混合物（廃棄物及び有害使用済機器を除く）
対 象 者	再生資源物の取引を行うため、屋外に再生資源物を保管する事業者（廃棄物処理許可施設等で再生資源物を屋外保管する事業者を除く）				
対 象 保 管 物	再生資源物として収集された金属、プラスチック、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器、木材を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）又はこれらの混合物（廃棄物及び有害使用済機器を除く）				

	<p><b>4 行政処分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者等からの報告徴収、事業場等への立入検査</li> <li>・保管基準不適合や違反行為に対する改善勧告</li> <li>・勧告に従わない場合には改善命令</li> <li>・事業場の全部又は一部の使用停止、許可の取消し</li> </ul> <p><b>5 公表</b></p> <p>事業者が勧告に従わなかった場合に違反事実を公表できる。</p> <p><b>6 罰則（主なもの）</b></p> <p>2年以下の懲役又は100万円以下の罰金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外保管事業場の無許可設置</li> <li>・屋外保管事業者の命令違反等</li> </ul>														
<p><b>5 効果・影響</b></p>	<p>再生資源物の屋外における適正保管の推進により、住民の安全確保や生活環境の保全が図られる。</p>														
<p><b>6 施行日</b></p>	<p>令和6年4月1日</p>														
<p><b>7 参考事項</b></p>	<p><b>パブリックコメント結果</b></p> <p>(1) 募集期間 令和5年9月1日～9月30日</p> <p>(2) 募集結果</p> <p>① 意見者数 : 22人</p> <p>② 意見総数 : 92件</p> <table border="1" data-bbox="531 1037 1311 1350"> <tr> <td>規制対象に関する意見</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>許可等に関する意見</td> <td>25件</td> </tr> <tr> <td>保管基準等に関する意見</td> <td>23件</td> </tr> <tr> <td>行政処分、罰則、公表に関する意見</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>既存事業者への対応に関する意見</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>その他の意見</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>92件</td> </tr> </table> <p>※条例制定に反対する意見は無し</p>	規制対象に関する意見	13件	許可等に関する意見	25件	保管基準等に関する意見	23件	行政処分、罰則、公表に関する意見	10件	既存事業者への対応に関する意見	9件	その他の意見	12件	合計	92件
規制対象に関する意見	13件														
許可等に関する意見	25件														
保管基準等に関する意見	23件														
行政処分、罰則、公表に関する意見	10件														
既存事業者への対応に関する意見	9件														
その他の意見	12件														
合計	92件														

## 第124号議案

## 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、再生資源物の屋外における適正な保管について、屋外保管事業場設置者及び県の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定めることにより、屋外に保管された再生資源物の崩落等の事故又は火災の発生等を防止し、併せて当該保管に伴う騒音又は振動等の発生の防止等を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生資源物 使用を終了し、収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器若しくはプラスチックを原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）又はこれらの混合物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第121条の規定により廃棄物とみなすものを含む。）及び法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものを除く。）をいう。
- (2) 屋外保管 業として再生資源物の取引を行うため屋外において再生資源物を保管することをいう。
- (3) 屋外保管事業場 屋外保管の用に供する事業場をいう。
- (4) 屋外保管事業場設置者 屋外保管事業場を設置した者をいう。

## (屋外保管事業場設置者の責務)

第3条 屋外保管事業場設置者は、次条の県の措置に協力するよう努めるとともに、屋外保管を適正に行うために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## (県の責務)

第4条 県は、その区域内における屋外保管の状況を把握し、屋外保管が適正に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、市町村が講ずる屋外保管に関する措置について、市町村に対し、必要な技術的な助言及び協力を行うものとする。

## (屋外保管の基準)

第5条 屋外保管事業場設置者は、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 屋外保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
  - ア 屋外保管事業場の周囲に、外部から再生資源物の保管の状況が確認できる構造の囲いが設けられていること。
  - イ 規則で定めるところにより、外部から見やすい箇所に屋外保管事業場である旨その他再生資源物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
- (2) 屋外保管事業場から再生資源物又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
  - ア 保管する再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
  - イ 容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた再生資源物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。
  - ウ 再生資源物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、屋外保管事業場の底面を不透透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める措置
- (3) 屋外保管事業場において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (4) 屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、再生資源物がその他の物と混合するおそれ

のないように他の物と区分して保管することその他の規則で定める措置を講ずること。

(5) 屋外保管事業場には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

2 その敷地面積（隣接する2以上の屋外保管事業場を共に屋外保管の用に供する場合には、これらの全ての屋外保管事業場の敷地面積の合計。次条第1項第4号において同じ。）が100平方メートルを超えない屋外保管事業場については、前項第1号の規定は、適用しない。

（屋外保管事業場の許可）

第6条 屋外保管事業場を設置しようとする者は、当該屋外保管事業場ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、当該屋外保管事業場が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設又は法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設に該当する場合

(2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定による解体業の許可又は同法第67条第1項の規定による破砕業の許可を受けた者のそれぞれ当該許可に係る事業所に該当する場合

(3) 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号。以下「廃棄物適正化条例」という。）第12条第1項の規定による許可を受けた指定処理施設等に該当する場合

(4) その敷地面積が100平方メートルを超えない場合

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 屋外保管事業場の設置の場所

(3) 屋外保管事業場の面積、保管する再生資源物並びにその保管量及び保管の高さ

(4) 屋外保管事業場の設置に関する計画

(5) 屋外保管事業場における災害の防止及び生活環境の保全のための計画

(6) その他規則で定める事項

3 第1項の許可の申請をしようとする者は、当該許可の申請をする日までに、当該許可に係る屋外保管事業場の周辺地域の住民その他の者に対し、前項第1号から第3号までに規定する事項その他知事が必要と認める事項を周知するため、説明会を開催するよう努めなければならない。

（許可の基準）

第7条 知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 前条第2項第3号から第5号までの事項が第5条第1項の基準に適合していること。

(2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、この条例若しくは廃棄物適正化条例その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは法第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人

- である場合（法第7条の4第1項第3号又は法第14条の3の2第1項第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- カ 法第7条の4第1項若しくは法第14条の3の2第1項（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。キにおいて同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。キにおいて同じ。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- キ カに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ク 第12条又は廃棄物適正化条例第18条第1項若しくは第2項の規定により許可（廃棄物適正化条例第2条第2項第2号に掲げる特定小型焼却施設に係るものを除く。ケにおいて同じ。）を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第12条第1項第1号（第7条第1項第2号ス及びセ（同号オ及びクに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当することにより許可が取り消されたときを除く。）においては、当該取消しの処分に係る茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ケ 第12条又は廃棄物適正化条例第18条第1項若しくは第2項の規定による許可の取消しの処分に係る茨城県行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第10条第2項又は廃棄物適正化条例第14条第3項の規定による全部の廃止の届出（廃棄物適正化条例第2条第2項第2号に掲げる特定小型焼却施設に係るものを除く。コにおいて同じ。）をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- コ ケに規定する期間内に第10条第2項又は廃棄物適正化条例第14条第3項の規定による全部の廃止の届出があった場合において、ケの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- サ その屋外保管に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- シ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ス 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。）がアからシまでのいずれかに該当するもの
- セ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからシまでのいずれかに該当する者のあるもの



ソ 個人で規則で定める使用人のうちにアからシまでのいずれかに該当する者のあるもの  
タ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 前条第1項の許可には、災害の防止上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

3 前条第1項の許可を受けた者（以下「許可屋外保管事業場設置者」という。）は、規則で定めるところにより、当該許可に係る屋外保管事業場について、知事の検査を受け、当該屋外保管事業場が当該許可に係る同条第2項の申請書に記載した屋外保管事業場の設置に関する計画及び屋外保管事業場における災害の防止及び生活環境の保全のための計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

（許可の更新）

第8条 第6条第1項の許可は、当該許可の日から起算して5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、その許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条（第3項を除く。）の規定は、第1項の許可の更新について準用する。

（記録の作成等）

第9条 許可屋外保管事業場設置者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る屋外保管事業場ごとに屋外保管に関する記録を作成し、作成の日から5年間、これを保存しなければならない。

（変更の許可等）

第10条 許可屋外保管事業場設置者は、第6条第2項第2号から第4号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 許可屋外保管事業場設置者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき、若しくは第6条第2項第1号若しくは第5号に掲げる事項その他規則で定める事項に変更があったとき、又は当該許可に係る屋外保管事業場を廃止したとき、若しくは屋外保管事業場を休止し、若しくは休止した屋外保管事業場を再開したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第7条の規定は、第1項の変更の許可について準用する。

（勧告及び命令）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(1) 設置した屋外保管事業場が第5条第1項の基準に適合しなくなった場合 屋外保管事業場設置者

(2) この条例の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をし、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けた場合 屋外保管事業場設置者

(3) 第7条第2項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反した場合 許可屋外保管事業場設置者

2 知事は、前項に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、第1項に規定する勧告を受けた者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置を講ずるよう命じ、又は期間を定めて屋外保管事業場の全部若しくは一部の使用の停止を命ずることができる。

（許可の取消し）

第12条 知事は、許可屋外保管事業場設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- (1) 第7条第1項第2号アからタまでのいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 前条第1項第2号に該当し情状が特に重いとき、又は同条第3項の規定による命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第6条第1項の許可、第8条第1項の許可の更新又は第10条第1項の変更の許可を受けたとき。

2 知事は、許可屋外保管事業場設置者が前条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(屋外保管事業場の譲受け等)

第13条 許可屋外保管事業場設置者から当該許可に係る屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 第7条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、前項の許可について準用する。

3 第1項の許可を受けて屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該屋外保管事業場に係る許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

(合併及び分割)

第14条 許可屋外保管事業場設置者である法人の合併の場合(許可屋外保管事業場設置者である法人と許可屋外保管事業場設置者でない法人が合併する場合において、許可屋外保管事業場設置者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係る屋外保管事業場を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について、規則で定めるところにより、知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該屋外保管事業場を承継した法人は、許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

2 第7条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、前項の認可について準用する。

(相続)

第15条 許可屋外保管事業場設置者について相続があったときは、相続人は、許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可屋外保管事業場設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(報告徴収)

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、屋外保管事業場設置者その他の関係者に対し、屋外保管の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、屋外保管事業場又は屋外保管事業場設置者の事務所若しくは事業場その他の施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事故時の措置)

第18条 屋外保管事業場設置者は、屋外保管事業場において火災の発生その他の事故が発生したことにより災害の防止上又は生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 知事は、屋外保管事業場設置者が前項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、当該屋外保管事業場設置者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(関係行政機関への照会等)

第19条 知事は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(適用除外)

第20条 この条例の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 屋外保管を適正に行うことができる者として規則で定めるものが屋外保管を行う場合
- (2) 国又は地方公共団体が屋外保管を行う場合
- (3) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第8号に規定する保管施設において屋外保管を行う場合  
（市町村の条例との関係）

第21条 市町村が制定した屋外保管の規制に関する条例の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めるときは、この条例の規定は、当該市町村の区域には、適用しない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して、屋外保管事業場を設置した者
- (2) 第10条第1項の規定に違反して、第6条第2項第2号から第4号までに掲げる事項を変更した者
- (3) 不正の手段により第6条第1項の許可、第8条第1項の許可の更新又は第10条第1項の変更の許可を受けた者
- (4) 第11条第3項の規定による命令に違反した者
- (5) 第13条第1項の規定に違反して、許可に係る屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けた者

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第3項（第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、当該屋外保管事業場を使用した者
- (2) 第18条第2項の規定による命令に違反した者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項又は第15条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第17条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に屋外保管事業場を設置している者（第6条第1項各号のいずれかに該当する屋外保管事業場を設置している者を除く。）については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して6月を経過する日までの間に限り、同項及び第7条第3項の規定にかかわらず、引き続き当該屋外保管事業場において再生資源物の保管を行うことができる。
- 3 前項に規定する者が、同項の期間内に、規則で定めるところにより知事に届け出たときは、施行日において第6条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 4 前項の規定により許可を受けたものとみなされた者については、第7条第3項の規定は、適用しない。

(茨城県証紙条例の一部改正)

5 茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中第170項を第171項とし、第136項から第169項までを1項ずつ繰り下げ、第135項の次に次の1項

を加える。

136 屋外保管事業場許可等申請手数料  
(茨城県手数料徴収条例の一部改正)

- 6 茨城県手数料徴収条例(平成12年茨城県条例第9号)の一部を次のように改正する。  
別表第1の51の7の項の次に次のように加える。

51の8 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例(令和 年茨城県条例第 号)第6条第1項の規定に基づく屋外保管事業場の設置の許可の申請に対する審査	屋外保管事業場設置許可申請手数料	57,000円
51の9 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例第8条第1項の規定に基づく屋外保管事業場の設置の許可の更新の申請に対する審査	屋外保管事業場設置許可更新申請手数料	48,000円
51の10 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例第10条第1項の規定に基づく屋外保管事業場の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	屋外保管事業場設置変更許可申請手数料	44,000円
51の11 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例第13条第1項の規定に基づく屋外保管事業場の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	屋外保管事業場譲受け又は借受け許可申請手数料	32,000円
51の12 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例第14条第1項の規定に基づく屋外保管事業場の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	屋外保管事業場設置法人合併等認可申請手数料	32,000円

別表第1の2の別表第1の51の7の項の次に次のように加える。

別表第1の51の8の項	57,000円	56,860円
別表第1の51の9の項	48,000円	47,860円
別表第1の51の10の項	44,000円	43,860円
別表第1の51の11の項	32,000円	31,860円
別表第1の51の12の項	32,000円	31,860円

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 提出議案（条例は除く）の概要

県民生活環境部生活文化課

議案名	指定管理者の指定について
1 施設の名称	茨城県立県民文化センター（ザ・ヒロサワ・シティ会館）
2 現況・課題	茨城県立県民文化センターは、芸術文化の振興と県民教養の高揚をはかり、本県の文化水準の向上に寄与することを目的に設置し、本県における文化振興の拠点としての役割を担っている。 また、平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入して運営を行っている。
3 必要性・ねらい	令和 5 年度末をもって指定期間が終了する茨城県立県民文化センターについて、令和 6 年度以降の指定管理者の指定を行うとともに、債務負担行為限度額を定めようとするもの。 (根拠法令) 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
4 内 容	(1) 指定管理者候補者 県民文化センター運営共同事業体 代表団体：株式会社コンベンションリンクージ 代表取締役 平位 博昭 (2) 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（5 年間） (3) 選定方法 公募 (4) 指定管理者に係る債務負担行為限度額 901,726 千円（5 年間総額）
5 参考事項	(1) 募集及び選定経過 令和 5 年 6 月 第 2 回定例会における選定手続の報告 (防災環境産業委員会) 8 月 第 1 回県有施設・出資団体等調査特別委員会 における指定管理更新対象施設の協議・決定 10 月 選定委員会の開催 12 月 第 4 回定例会における指定管理者の指定の 議決(予定) 令和 6 年 4 月 次期指定管理者による管理運営開始 (2) 現在の指定管理者 公益財団法人 いばらき文化振興財団

## 提出議案（条例は除く）の概要

県民生活環境部環境政策課

議案名	指定管理者の指定について
1 施設の名称	茨城県鳥獣センター
2 現況・課題	<p>茨城県鳥獣センターは、傷病鳥獣の保護・飼養施設としての役割を担うとともに、野生鳥獣の観察の場として県民の利用に供する施設である。</p> <p>また、平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入して運営を行っている。</p>
3 必要性・ねらい	<p>令和 5 年度末をもって指定期間が終了する茨城県鳥獣センターについて、令和 6 年度以降の指定管理者の指定を行うとともに、併せて債務負担行為限度額を定めようとするもの。</p> <p>（根拠法令）</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項</p> <p>普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p>
4 内 容	<p>(1) 指定管理者候補者 公益社団法人 茨城県農林振興公社 理事長 藍原 伸夫</p> <p>(2) 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（5 年間）</p> <p>(3) 選定方法 公募</p> <p>(4) 指定管理者に係る債務負担行為限度額 50,075 千円（5 年間総額）</p>
5 参考事項	<p>(1) 募集及び選定経過</p> <p>令和 5 年 6 月 第 2 回定例会における選定手続きの報告 （防災環境産業委員会）</p> <p>8 月 第 1 回県有施設・出資団体等調査特別委員会 における指定管理更新対象施設の協議・決定</p> <p>10 月 選定委員会の開催</p> <p>12 月 第 4 回定例会における指定管理者の指定の 議決（予定）</p> <p>令和 6 年 4 月 次期指定管理者による管理運営開始</p> <p>(2) 現在の指定管理者 公益社団法人 茨城県農林振興公社</p>

令和5年第4回定例会

## 防災環境産業委員会資料

(主な事務事業等の経過)

- 1 アクアワールド茨城県大洗水族館の営業状況等について  
【生活文化課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 イノシシ等野生鳥獣による被害防止対策状況の公表について  
【環境政策課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 鹿島共同再資源化センター(株)の事業停止及び解散・清算について  
【資源循環推進課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 スポーツ施策の推進について【スポーツ推進課】・・・・・・・・ 13

令和5年12月14日  
県民生活環境部

## 1 4月～11月の入館者数の状況

8カ月間の入館者数は約90万人であり、昨年度及びコロナ禍前（R1）の同期間よりも増加。

4月～11月の入館者数	
R 1	823,638人
R 2	475,269人（コロナ禍による休館4/11～5/17）
R 3	521,979人（コロナ禍による休館8/6～9/30）
R 4	890,973人
R 5	903,172人

## 2 秋以降の誘客促進策

### (1) 茨城DC特別企画（10/1～12/31）

- ① 給餌体験付きのサメスペシャルツアー（※）等、特別なメニューを実施。

※ 有料、定員充足率は96.6%（期間中は毎日開催）

- ② 水族館の紹介動画を首都圏の駅で放映（10月）



サメスペシャルツアー



水族館の紹介動画（サイネージ広告）

### (2) イベントの継続的な実施

- ① オータムアクアワールド（9/16～10/31）

約2万匹のイワシが群れ動く IWASHI LIFE のハロウィンバージョンや紅葉やイチョウをテーマにした水槽展示、アシカとの参加型プログラム等を実施。



- ② サメに特化したイベント（鯨・鱻・鯨 SHARK! SHARK! SHARK!）（11/3～11/13）

サメの飼育種類数日本一の強みを生かし、サメ好きで有名なタレント（ココリコの田中直樹氏）とのバックヤードツアー（※）や飼育員によるVR水槽解説（有料）等を実施。



※ 有料、定員20名は即完売

- ③ クリスマスアクアワールド（11/18～12/25）

オーシャンテラスを装飾するイルミネーションのアシカによる点灯式（毎日開催）やイルカ・アシカとのクリスマスフォト（有料）等を実施。



### (3) 夜間営業（NIGHT AQUAWORLD）のリニューアル（12/2～）

令和2年12月から実施している土曜日の夜間営業を「月夜の海に輝く、生き物たちの静寂と躍動」をテーマに、3年ぶりにリニューアル。夜間限定のイルカ・アシカライブの演出を刷新するとともに、月明りをイメージしたスポット照明による神秘的な水槽展示等を実施。

日中の営業との差別化を進め、夜間の誘客促進を図る。



## 3 今後の誘客促進策

時節にちなんだイベント等により、誘客促進を図る。

- ① 新春アクアワールド（12/27～1/21）

高校生の書道パフォーマンスやアシカのお餅つき等を実施予定。

- ② バレンタインナイト（2/10（土）の夜間営業）

大水槽前での音楽家によるコンサート等の実施により、特に20代～30代の誘客を促進。



# イノシシ等野生鳥獣による被害防止対策状況の公表について

環境政策課

## 1 趣旨

イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例(平成30年茨城県条例第30号)第9条の規定に基づき、県が令和4年度に講じた被害の防止対策の状況を公表する。

## 2 公表内容

### (1) イノシシの捕獲状況、生息状況、野生鳥獣による被害状況等

#### ○イノシシの捕獲頭数及び捕獲位置

- ・令和4年度の総捕獲数は5,533頭(令和3年度は4,805頭)
- ・令和2年度以前と比較して依然大きく減少しているが、令和3年度との比較では微増の傾向が認められた。

年度	H30	R1	R2	R3	R4
捕獲数(頭)	9,579	11,387	11,963	4,805	5,533
許可捕獲	4,970	6,158	7,205	3,188	3,315
狩猟	4,545	5,160	4,704	1,591	2,168
指定管理	64	69	54	26	50

#### ○イノシシ等による農作物被害の状況 等

- ・令和4年度のイノシシによる農作物被害額は52,122千円(年々減少)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
被害額(千円)	100,431	97,126	92,541	62,393	52,122

### (2) 野生鳥獣による被害への対策

- 市町村の農作物被害防止活動への支援
- 指定管理鳥獣捕獲等事業による個体数管理

### (3) 野生鳥獣被害対策を担う人材の育成

- 捕獲の担い手の確保・育成
  - ・ハンティングの魅力セミナーを開催(年2回/延べ参加者181名)し、新規免許取得を促進
  - ・新人ハンタースキルアップ研修会を開催(年2回/延べ参加者19名)し、狩猟経験の浅い狩猟者へベテランが技術を伝承
- 農作物被害防止対策を担う人材の育成

### (4) その他

- イノシシによる人身被害や鳥獣の捕獲における事故の防止
- 野生のイノシシの肉の放射性物質検査結果の公表 等

## 3 公表方法及び時期

- (1) 公表方法 茨城県ホームページへの掲載(公表資料は別添のとおり)
- (2) 公表時期 令和5年12月中

# 令和4年度のイノシシ等野生鳥獣による被害防止対策の状況

(イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例第9条に基づく公表)

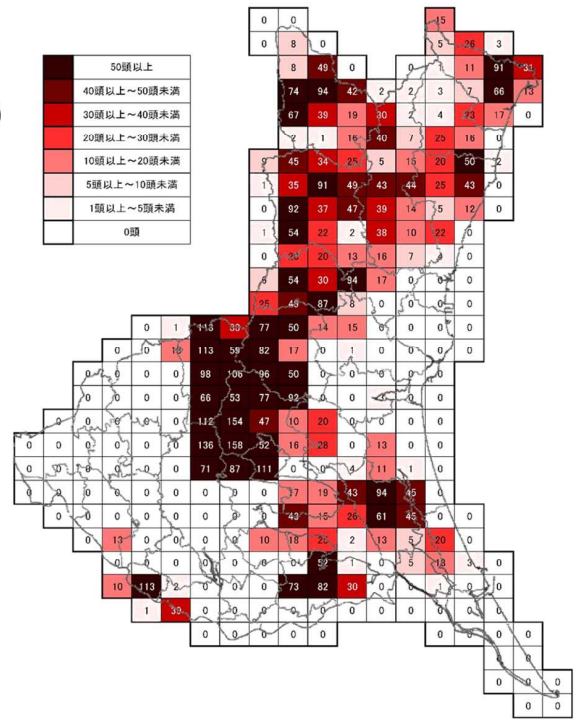
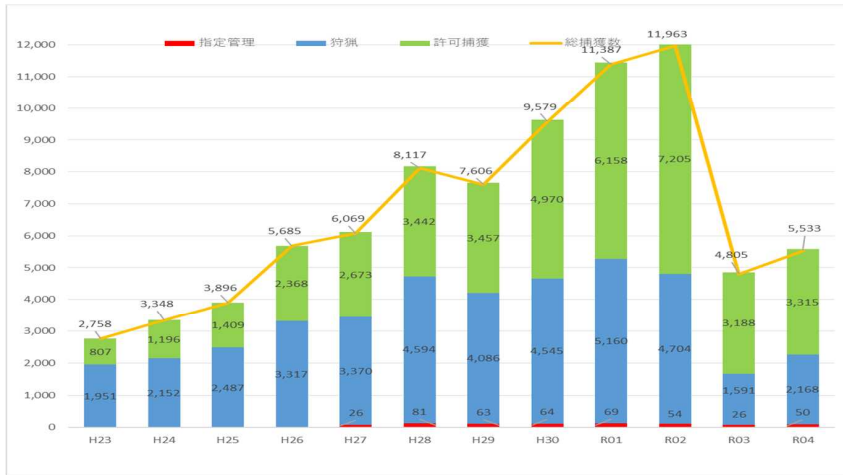
令和5年12月 茨城県

- **イノシシの捕獲状況、生息状況、野生鳥獣による被害状況等**
  - 1 イノシシの捕獲頭数及び捕獲位置(環境政策課)
  - 2 イノシシの生息状況等調査の実施(環境政策課)
  - 3 令和4年度のイノシシ等による農作物被害の状況(農村計画課)
- **イノシシ等野生鳥獣による被害への対策**
  - 4 市町村の農作物被害防止活動への支援(農村計画課)
  - 5 ICTを活用した被害防止対策の実証(農村計画課)
  - 6 集落環境診断による地域ぐるみの被害防止対策の推進(農村計画課)
  - 7 指定管理鳥獣捕獲等事業による個体数管理(環境政策課)
- **イノシシ等野生鳥獣被害対策を担う人材の育成**
  - 8 捕獲の担い手の確保・育成(環境政策課)
  - 9 農作物被害防止対策を担う人材の育成(農村計画課)
- **その他**
  - 10 イノシシによる人身被害等の防止に係る注意喚起(環境政策課)
  - 11 鳥獣の捕獲における事故防止に向けた取組み(環境政策課)
  - 12 野生のイノシシの肉の放射性物質検査結果の公表(環境政策課)

# 1 イノシシの捕獲頭数及び捕獲位置(環境政策課)

## ○捕獲状況

- 令和4年度の総捕獲数は5,533頭である。
- 令和3年度比で1割増となった。(3種の捕獲区分すべてが微増した。)
- 令和2年度以前との比較では依然として大きく減少しているが、微増の傾向が認められた。



1

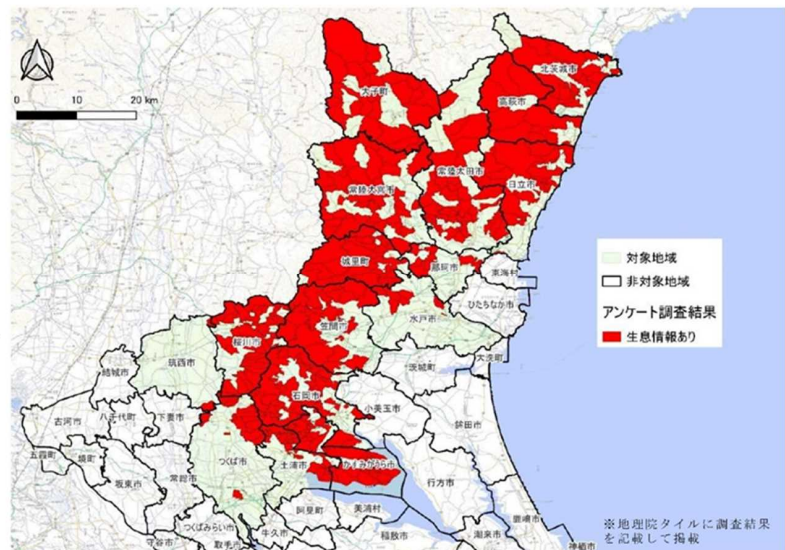
# 2 イノシシの生息状況等調査の実施(環境政策課)

## ○調査目的

- 被害が恒常的に続いている地域である、被害対策地域16市町において生息状況等調査を実施。
- イノシシの捕獲状況、目撃状況及び農業被害状況について、既存資料の分析や地域住民への聞き取りにより収集し、今後の捕獲や被害対策の方針を検討するための基礎資料とする。

## ○調査結果

- 対象16市町全ての地域で生息情報があり、イノシシが広範囲に生息していることが確認された。
- 被害対策地域のうち半数の地域においては農業被害が「減った」との回答があり、豚熱等の疾病の何らかの影響やこれまでの対策の効果等が考えられる。



## ○調査結果の活用

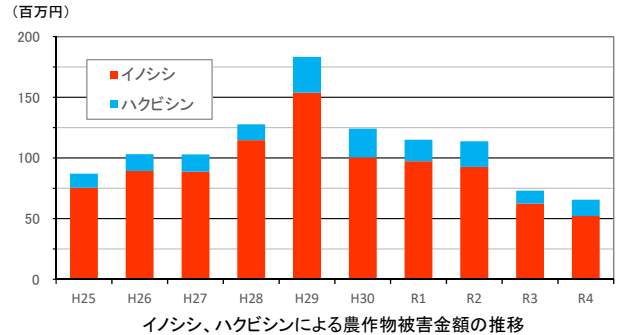
- 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定における基礎データとして活用したほか、地域ぐるみで行う鳥獣害対策において活用できるよう、庁内関係課や全市町村関係課等へ詳細データを提供した。

2

### 3 令和4年度のイノシシ等による農作物被害の状況(農村計画課)

#### ○イノシシ、ハクビシンによる農作物被害金額の推移

- イノシシによる被害金額は、平成29年度に約1億5千万円と過去最高額を記録した後、平成30年度以降は減少傾向となり、令和4年度は約5千2百万円と減少した。
- ハクビシンによる被害金額も、平成29年度に約3千万円と過去最高額を記録した。その後、平成30年度は約2千4百万円に減少し、令和3年度には約1千万円まで減少したが、令和4年度は約1千3百万円となった。



#### ○令和4年度のイノシシ、ハクビシンによる農作物被害状況等

- イノシシによる被害は、水稻が最も多く、次いでいも類、野菜、果樹の順が多い。対策が進んでいる地域では被害が減少傾向にあるが、被害発生エリアは広域化している。
- ハクビシンによる被害は、日本なしやブドウ等の果樹、スイカやイチゴ等の野菜が多い。

	令和2年度		令和3年度		令和4年度				主な被害作物
	金額	面積	金額	面積	金額		面積		
	(千円)	(a)	(千円)	(a)	(千円)	前年比	(a)	前年比	
イノシシ	92,541	8,234	62,393	3,579	52,122	84%	3,071	86%	水稻、いも類、野菜、果樹
ハクビシン	21,107	557	10,497	204	13,369	127%	192	94%	果樹、野菜

3

### 4 市町村の農作物被害防止活動への支援(農村計画課)

#### ○鳥獣被害防止計画の策定支援

各市町村に対して個別の聴き取りを実施し、野生鳥獣の出没状況や農作物への被害状況を把握した上で、市町村の被害防止対策の取組促進のために鳥獣被害防止計画の策定を支援した。

##### <実績>

- 新規策定: 1町(阿見町)      ・計画変更: 6市(高萩市外 5市)
- 計画更新: 9市町(日立市外 8市町)      ※令和4年度までの計画策定: 36市町村

#### ○鳥獣被害防止総合対策交付金(国)及び促進補助金(県)による支援

鳥獣被害防止計画に基づき市町村が取組む農作物被害防止対策を、国交付金及び県補助金により支援した。

##### <実績>

取組内容		事業実施市町村等数	交付額・補助額(千円)
鳥獣被害防止総合対策交付金(国交付金)	箱わな等捕獲機材の整備、被害状況調査	13	16,385
	イノシシ等有害捕獲活動支援	16	16,865
	電気柵、ワイヤーメッシュ柵等侵入防止施設整備(受益戸数3戸以上)	6	28,946
鳥獣被害防止促進補助金(県補助金)	イノシシ等有害捕獲活動支援(県費上乘せ)	13	8,351
	電気柵、ワイヤーメッシュ柵等侵入防止施設整備(受益戸数3戸未満)	22	13,046
合計(市町村等数は実数)		29	83,593

4

## 5 ICTを活用した被害防止対策の実証(農村計画課)

### ○事業内容

- ・ イノシシ捕獲活動の効率化を目的として、ICTによる囲いわなの遠隔監視操作・自動捕獲システムを設置(稲敷市)し、4頭のイノシシを捕獲した。
- ・ その他、県内市町村におけるICTを活用した捕獲の実証としてドローン活用(大子町)、捕獲通知システム(かすみがうら市)を県モデル地区により支援し、捕獲活動の効率化に取り組んだ。



- ・ 囲いわなに、遠隔監視操作・自動捕獲システムを設置。イノシシが入ると、スマートフォンに通知がある(稲敷市)。



- ・ センサーカメラの映像をスマートフォン等でリアルタイムに確認し、遠隔操作による捕獲ができる(稲敷市)。



- ・ 猟犬による巻狩支援として、ドローンの赤外線カメラでイノシシ位置を特定し、捕獲の効率化を試みる(大子町)。

5

## 6 集落環境診断による地域ぐるみの被害防止対策の推進(農村計画課)

### ○事業内容

- ・ 地域ぐるみの農作物被害対策を進めるため、地域住民及び市町村職員等の関係者を参集し、専門家立会いの下、集落環境診断を実施した。
- ・ 現地調査によって農作物被害状況の確認と被害対策の現状を点検し、課題の洗い出しと今後の対策を検討するワークショップを行った。
- ・ また、侵入防止柵の仕組みや、その適切な設置と維持管理の仕方を学んでもらうため、地域住民と専門家で実際に侵入防止柵の設置状況を点検し、専門家による講評を行った。



集落の状況等を現地調査



侵入防止柵の設置状況の点検



グループに分かれてワークショップを実施

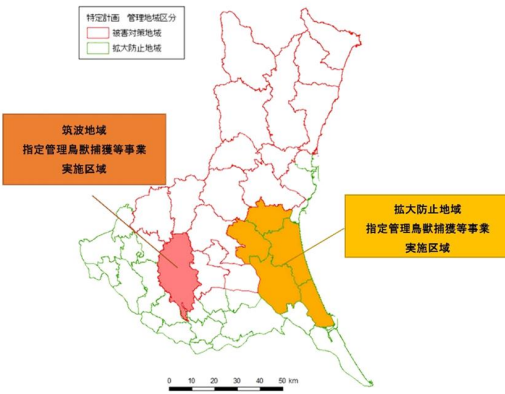
6

## 7 指定管理鳥獣捕獲等事業による個体数管理(環境政策課)

### ○事業内容

イノシシの個体数管理の強化を図るため、イノシシ管理計画(第七期)に基づき、拡大防止地域(鹿嶋市、行方市、銚田市、小美玉市、茨城町)、筑波地域(つくば市)で捕獲事業を実施した。

### ○事業実施結果



地域	選定理由	捕獲頭数／目標頭数
拡大防止	近年、新たにイノシシの生息が報告されている区域であり、捕獲の担い手が少なく、捕獲に苦慮している。当地域は、イノシシ管理計画の管理目標である「個体数の増加を抑制するとともに生息域の拡大を防ぐ」を目指していく必要がある。	45頭／60頭
筑波	筑波山では近年イノシシによる希少植物への被害(カタクリ、ブナなどの掘り起こし等)が増えているが、これまで十分な捕獲が実施されていない。	5頭／10頭

捕獲手法	捕獲実績	わな稼働総数
くくりわな	48 頭	19,503 基日
箱わな	2 頭	797 基日

7

## 8 捕獲の担い手の確保・育成(環境政策課)

### ○事業内容

狩猟者の減少や高齢化による県内の捕獲技術の消失を防ぐためには、狩猟者を継続的に確保していく必要があることから、狩猟への関心を高めてもらうためのセミナーや、狩猟技術の伝承を行う研修会等を開催し、狩猟免許取得の促進及び狩猟者の育成を図った。

#### ハンティングの魅力セミナー

狩猟入門オンラインセミナー／狩猟体験会



対象者	狩猟免許の未取得者(18～40歳代)
実施日	オンラインセミナー R4.9.23 参加者140名 狩猟体験会 R4.10.30 参加者41名
場所	城里町総合野外活動センターふれあいの里 外
内容	(オンラインセミナー) 狩猟免許の概要、ハンターによる狩猟体験談(狩猟体験会) シビエ料理試食、イノシシ解体見学、わな架設見学、銃のシミュレータ体験 等

#### 新人ハンタースキルアップ研修会

射撃実習



対象者	狩猟免許(銃猟)取得後3年以内の者
実施日	R4.10.15 参加者11名
場所	茨城県狩猟者研修センター
内容	狩猟マナー・安全講習、射撃実習、ハンターとの交流 等

わな架設実践



対象者	狩猟免許(わな猟)取得後3年以内の者
実施日	R4.11.27 参加者8名
場所	城里町総合野外活動センターふれあいの里
内容	狩猟マナー講習、イノシシ解体体験、わな架設実践、ハンターとの交流 等

8

# 9 農作物被害防止対策を担う人材の育成(農村計画課)

## ○事業内容

- 地域における鳥獣被害対策の取組に対して的確な助言、指導ができる人材の育成を目的とし、市町村担当職員等を対象に、野生鳥獣の生態や農作物被害対策に関する基礎的な知識や技術を学ぶ研修会を実施した。
- 初級編は、鳥獣種ごとの被害対策の基礎知識や地域ぐるみの被害対策の手法を学ぶ内容とした。
- 中級編は行政職員や地域住民等が、鳥獣被害対策を現場で実施していく上で必要な実践的な内容とした。

### 初級編

	実施日	参加者数	内容
第1回	R4.7.22	45名	【知識編】 ・生態と被害対策の基本 など
第2回	R4.7.25	10名	【実習編】 ・侵入防止柵や罠の設置実習 など
第3回	R4.12.2	11名	【集落環境診断】 ・集落環境診断の目的と手法 など



被害対策の基本(座学)



中型獣類用箱わなの説明

### 中級編

	実施日	参加者数	内容
第1回	R4.8.5	13名	【鳥獣被害対策ワークショップ】 ・鳥獣対策における行政課題の整理など
第2回	R4.11.10	16名	【侵入防止対策の実践】 ・侵入防止柵の維持管理 など



くくりわなの設置体験



課題解決ワークショップ

# 9 農作物被害防止対策を担う人材の育成(農村計画課)

## ○事業内容

- 集落環境診断指導者養成編は、集落環境診断の手法や知識を、現地調査等の実習を通して学べる内容とした。
- 現場指導力強化編は、現地で農業者の相談等に迅速に対応できるように踏み込んだ内容とした。
- 研修を通して、鳥獣被害対策は行政と地域住民が一丸となって取り組む必要があることについて、認識向上が図られた。

### 集落環境診断指導者養成編

	実施日	参加者数	内容
第1回	R4.10.3	26名	【集落環境診断手法の紹介】 ・集落環境診断の意義と進め方(座学) ・現地調査・集落点検(実習)
第2回	R4.10.25	27名	【集落環境診断手法の実践】 ・現地調査・集落環境診断(実習) ・課題整理、対策検討(ワークショップ)



集落環境診断の意義と進め方



電気柵の点検ポイント

### 現場指導力強化編

	実施日	参加者数	内容
第1回	R4.8.24	18名	【農作物を守る侵入防止柵の意義と設置体験】 ・侵入防止柵による対策の考え方 ・電気柵の設置体験、点検ポイント
第2回	R4.9.22	16名	【イノシシに効果的な被害対策手法】 ・被害防止のための捕獲や痕跡調査



現地調査・集落点検



痕跡調査(イノシシの足跡)

# 10 イノシシによる人身被害等の防止に係る注意喚起(環境政策課)

イノシシによる人身事故が令和4年度に県内で2件発生(自動二輪車で走行中にイノシシと衝突、捕獲作業中に逸走したイノシシと接触)したことから、イノシシに遭遇した場合の対応方法の紹介(環境政策課ウェブページ)に加え、県・市町村の広報誌や公式SNS等を使って注意喚起を強化した。

## 対応方法の紹介(環境政策課ウェブページ)

**イノシシにご注意ください**

全国的に、中山間地域の人口減少やイノシシの個体数増加・分布の拡大が進んでおり、イノシシの市街地への出没の増加が危惧されております。

イノシシは本来、臆病でおとなしい性質を持っています。普通、イノシシが人に出会ってもイノシシの方から逃げるので慌てる必要はありませんが、興奮していたり、発情期(晩秋～冬)や分娩後で攻撃的になっていたり、至近距離で突然出会った場合には注意が必要です。

事故を防ぐために、イノシシと出会った場合は次のことに注意してください。

**落ち着いてゆっくり行動しましょう**

慌てず、騒がず、イノシシを刺激しないよう、ゆっくりその場を離れましょう。急に走り出してイノシシを興奮させるのは大変危険です。イノシシが興奮している場合は、後ろを向くと驚てくることもあるので、なるべく背中をみせないよう、ゆっくりと後退するようにしましょう。毛を逆立てて、明らかに威嚇している状態でもなく、シュー、カッカカッ、クチャクチャという音をイノシシが発していたら、威嚇音ですので注意する必要があります。

**攻撃したり、威嚇したりしてはいけません**

追いかけたり、石を投げてはいけません。興奮して突進されたり、噛みつかれることがあります。イノシシがケガをしている時や、迷って住宅地などに入り込んだ時には、興奮している可能性が高いので、イノシシを見つけたら速やかに安全な場所(ブロック塀の裏や家の中など、イノシシから見えないところ)へ避難してください。

**うり坊(イノシシの子)を見かけても近づいてはいけません**

うり坊を見かけても、近くに母イノシシがいる可能性がありますので、近づいたり、追いかけたりしてはいけません。また、絶対に食べ物を与えないでください。人への警戒心を低下させ、人が食べ物の供給源だと学習させることにつながります。イノシシは学習能力が高い動物です。餌付けをすることで人間の食べ物の味を覚え、人を恐れずに街中に出てくるようになってしまうこともあります。さらに、そこで人から危害を加えられないと学習すると、とんどん大胆な行動になり、人を襲って食べ物を奪い取るようになることもあります。

## 県・市町村の広報誌や公式SNS等での注意喚起

県公式X(旧Twitter) → (令和4年12月30日)

茨城県 @Ibaraki\_Kouhou · 2022年12月30日

通過しても慌てないで!!

イノシシは本来臆病で、人前に姿を現しませんが、まれに、人に気づかず飛び出してくることもあります。バイクで走行中に衝突して人が負傷する例もありますので、イノシシの多い地域では注意しましょう。また、遭遇したら、静かにゆっくりその場を離れましょう。

「広報かすみがうら」(かすみがうら市発行) (令和4年6月20日)

↓

# 11 鳥獣の捕獲における事故防止に向けた取組み(環境政策課)

## 狩猟の初猟日における取締りの実施

- 目的
  - ・ 狩猟期間の初日(11月15日)に鳥獣保護管理員等と連携し、重点的に取締りを実施することにより、狩猟事故等の防止を図る。
- 実施内容
  - ・ 県北、鹿行、県南、県西、県央の5ブロックそれぞれに県民センター等の職員を中心に班を編成し、初猟日の日の出前から正午まで、狩猟開始時刻の遵守状況確認や路上などの発砲禁止エリアの確認等の取締りを実施した。
- 実施結果
  - ・ 狩猟者の安全に対する意識を醸成し、事故防止に向けた啓発を図ることができた。

(参考)令和4年度初猟日取締りの実施状況

ブロック	実施体制	取締実施地区数
県北	1班(2名)	4地区
鹿行	2班(4名)	10地区
県南	2班(4名)	14地区
県西	1班(2名)	6地区
県央	1班(2名)	6地区

## 狩猟免許更新申請者に対する事故防止対策の周知

- 目的
  - ・ 狩猟免許更新申請者へ事故防止対策について周知することにより、狩猟事故の防止を図る。
- 実施内容
  - ・ 狩猟免許を更新しようとする者(3年ごと)を対象に、狩猟事故防止に向けた法令や猟具等の取扱い等に関する教材を事前配布して自主学習を行わせ、適性検査時に受講状況の確認を行った。



## 12 野生のイノシシの肉の放射性物質検査結果の公表(環境政策課)

### ○検査目的

- 県内で捕獲された野生のイノシシの肉については、平成23年3月の福島第一原子力発電所事故の影響により、出荷が制限されているが、自家消費は可能であることから、狩猟者等が安心して自家消費することができるよう、放射性物質の濃度を検査し、県のホームページ上で公表することにより、捕獲されたイノシシの肉の有効活用を促進する。

### ○検査結果

- 令和4年度に実施した野生のイノシシ肉の放射性物質検査では、全ての検体(11検体)で一般食品の基準値(放射性セシウムの濃度が1キログラムあたり100ベクレル)を超えたものはなかった。

(参考) 令和4年度における野生のイノシシ肉の放射性物質検査結果

検体数	放射性セシウムの濃度		
	平均値	最高値	最低値
11検体	25.5ベクレル	51ベクレル	8.8ベクレル

### ○検査結果の活用

- 県内で捕獲された野生のイノシシの肉の放射性物質検査において、一般食品の放射性物質の基準値を超える検体はなかったことを県のホームページなどで広く周知することにより、狩猟者等が安心して自家消費できる環境の醸成を図る。

# 鹿島共同再資源化センター(株)の事業停止及び解散・清算について

資源循環推進課

## 1 事業停止及び解散・清算について

県が出資する鹿島共同再資源化センター(株)は、令和5年5月29日の取締役会での事業停止の決議に基づき、10月6日に焼却施設を停止し、予定どおり11月末日に事業停止。

今後、解散・清算に向けた業務を進めていく予定。

### ○経緯・スケジュール

令和5年10月6日	焼却施設を停止
11月末日	事業停止
令和6年4月	解体撤去工事着手
	(工事完了後：土地売却、解散・清算の手続き)


## 2 資本金見直しについて

令和5年11月15日に、臨時株主総会にて、事業停止に伴う資本金の見直しを議決。

概要	資本金を33億8百万円⇒1千万円へ見直し (資本金から累積損失への充当及び資本剰余金への振替)
目的	円滑に会社の清算活動を行うため、事業停止に伴う資本金の見直しを行い、税負担軽減等により資金流出を回避。
県出資金への影響	県出資(出資額5億円)について、県保有株式数(10,000株)や出資割合(15.1%)、純資産(実質的な現在の株式価値)は変わらないため、見直しによる直接的な影響は受けない。

### 【参考：貸借対照表上の動き】

令和4年度末 (単位：千円)				資本金見直し後 (単位：千円)			
科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
流動資産	1,238,189	負債計	307,940	流動資産	1,238,189	負債計	307,940
固定資産	177	資本金	3,308,000	固定資産	177	資本金	10,000
		資本剰余金	0			資本剰余金	920,426
		利益剰余金	△2,377,573			利益剰余金	0
資産計	1,238,366	純資産計	930,426	資産計	1,238,366	純資産計	930,426

▲3,298,000千円


# スポーツ施策の推進について

## スポーツ推進課

### 1 ライドプラン作成・公表

県内のサイクリングルートにおいて、距離・所要時間・見どころなど、サイクリング環境が一目でわかり、初めてでも安心して走れる「ライドプラン」について、9月からポータルサイトにて公開。現在50プランを紹介（※2か月で約12,500件超のアクセス有）



<https://ringringroad.com/cyclingibaraki/rideplan/>

< SNS での評判 >

### 2 サイクルツーリズム誘客イベント等の実施

#### (1) 日台交流ウェルカムライドの実施

- ・実施日 令和5年10月28～29日（土・日）
- ・参加者 一青妙氏(台湾にルーツを持つ女性サイクリスト)  
ワンダーブルー（女性サイクリストチーム）  
台湾サイクリスト向けメディア  
在日台湾サイクリスト等（28日 50名、29日 58名）
- ・概要 2日間にかけて、土浦から筑波山方面、霞ヶ浦湖岸をそれぞれライド。  
整ったサイクリング環境と地域の魅力スポットなど、好評を博し、SNS・メディア等で発信された。



#### 参加した台湾サイクリスト向けメディア

(Bicycle Club 国際中文版) フェイスブック記事

##### 【要約】

6年ぶりのライドで、さらに成熟したサイクリング環境を備え、風光明媚なルートとなった現在のりんりんロードの姿を目の当たりにしました。

路面標識は明瞭で、道路は平坦、よく整備されています。途中の多くの景勝地や休憩所を訪れましたが、自転車ラックなど自転車に配慮した対策もよく見かけ、とてもフレンドリーです。

茨城県のサイクリングコース旅行に興味のある方はぜひ参考してみてください！

#### Bicycle Club 国際中文版

人員以及動輒以圍籬封閉的路段或施工改道，霧之浦湖（前一天去騎的筑波Ring Ring Road也是）今天已成為相當成熟的單車環境。眼下騎乘於湖畔，左邊是美麗湖景，右側則是遊人露營、小孩玩耍的青青草地，或是多處的市集休憩所。今日的霧之浦湖，你可說它有點像是一個長度百多公里帶狀自行車公園。沿途，無論北岸或南岸，騎起來路標清楚、路面平坦，周遭不乏休憩景點，非常地友善。

這次採訪騎乘的兩天內，我們沿途造訪許多景點和休憩所，也經常能看到包括自行車當車架在內的單車友善措施，你很可能能感受到茨城縣這幾年來力圖推廣自行車旅遊的用心與成果。

有關茨城縣自行車路線級行程規劃，本刊最近幾期各有不同面向的報導，歡迎有興趣前往Ibaraki騎車級旅遊的朋友參考！

翻譯を見る



## (2) いばらきK1ライド2023

つくば霞ヶ浦りんりんロードの霞ヶ浦一周ライドを中心としたサイクリングイベント。昨年約3倍となる参加者を集めるなど、人気の定着が見られたほか、つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会による、沿線のエイドステーション出店により、地域の名産品のPRにも繋げた。

- ・実施日 令和5年11月26日（日）
- ・主催 株式会社アトレ
- ・参加者 554名
- ・内容 霞ヶ浦の自然と景観を楽しみながら走るサイクリングイベント

<コース>霞ヶ浦1周ロングコース（133km）

1周ショートコース（100km）

霞ヶ浦ハーフライド+サイクルーズ（56km、46km）



## (3) 茨城デスティネーションキャンペーン

「茨城デスティネーションキャンペーン」期間中のサイクリング企画は全体で49件の催行が企画されたほか、各ルートの利活用推進協議会において、誘客促進の取組（ブース出展等）を展開。



### ○出展した関連イベント

	イベント名	実施日	参加者	実施場所
1	グランfondイバラキ2023	10/7、8	155名	水戸駅発着 大洗・ひたち海浜サイトルート(10/7) 奥久慈里山ヒルクライムルート(10/8)
2	BIKE&CAMP KANTOU23	10/28、29	約3,000名	霞ヶ浦総合公園（土浦市）
3	PEDAL DAY GO-Mt. TSUKUBA-ペダルでいご〜筑波山2023	11/3	約3,500名	筑波山ゲートパーク（つくば市）
4	まい・あみ・れんこんマルシェ	11/4	約500名	予科練平和祈念館（阿見町）
5	日立建機フェスティバル	11/19	約1万名	日立建機(株)土浦工場（土浦市）

## 3 東京ヤクルトスワローズファーム施設に関する基本協定の締結について

### (1) 日時・場所

令和5年11月10日（金）9:40～10:00 庁議室

### (2) 協定署名者

守谷市長 松丸 修久

（株）ヤクルト本社 代表取締役社長 成田 裕

（株）ヤクルト球団 代表取締役会長CEO 衣笠 剛

茨城県知事 大井川和彦

### (3) 内容

東京ヤクルトスワローズファーム施設の守谷市移転（令和9年春目途）に関する基本的合意事項に加え、移転後の広域的な地域活性化の取組も見据え、四者間で基本協定を締結。

